

# 選挙のしおり

**投票は、政治参加第一歩**

浦郷小学校6年 佐藤 悠真

**選挙権男女同じく紙一つ**

逸見小学校6年 乾 馨樹

**令和6年度 明るい選挙標語  
教育委員会教育長賞作品**

横須賀市ご当地めいすいくん  
「選挙マンめいすい君」



横須賀市ご当地めいすいくん  
「開国めいすい君」



横須賀市ご当地めいすいくん  
「セーラーめいすい君」



**横須賀市選挙管理委員会  
横須賀市明るい選挙推進協議会**

2024

# 目 次

選挙制度のあゆみ	1
選挙の基本原則	3
選挙の種類	4
“選ぶ権利”と“選ばれる権利”	4
衆議院議員の選挙	6
参議院議員の選挙	8
都道府県議会議員選挙の選挙区と定数	11
横須賀市議会議員選挙の定数	11
各種選挙の任期満了日	11
選挙人名簿とは	12
投票	14
期日前投票・不在者投票	15
選挙運動	16
本市における投票率の推移	19
グラフで見る投票率の推移	21
選挙管理委員会	23
明るい選挙推進協議会	23
明るい選挙の推進	24
明るい選挙の「三ない運動」	25

## ■ 豆 知 識

衆議院議員総選挙の最高投票率	1
得票に1票未満の端数があるのはなぜ？	5
最多得票でも当選人とならない場合がある？	7
供託金？	9
ドント式ってなに？	10
在外選挙制度	13
衆議院の解散による選挙は何回？	18
当選人がくじで決まる？	25

各ページに掲載しました標語は令和6年度明るい選挙標語入賞作品です。  
明るい選挙標語の募集は、教育委員会から推薦された小学校（令和6年度は  
浦郷小学校・逸見小学校）の協力を得て行っています。

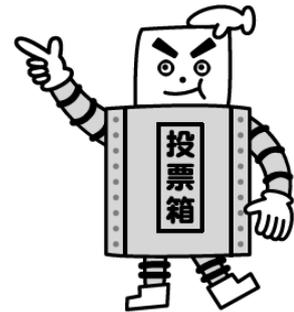
## 選挙制度のあゆみ

日本の選挙制度は、明治 22 年の衆議院議員選挙法の公布に始まりましたが、昭和 20 年に女性参政権が認められるまで、選挙権・被選挙権は制限されていました。昭和 25 年に選挙に関する規定が公職選挙法にまとめられ、幾度の改正を経て現在に至っています。

### 制限選挙の時代

#### <明治 22 (1889) 年～大正 14 (1925) 年>

明治 22 年に衆議院議員選挙法が制定されました。そのときは、満 25 歳以上の男子で直接国税を 15 円以上納める人に選挙権が与えられ、被選挙権については、満 30 歳以上の男子で選挙権と同じ納税要件を満たしている人に限られていました。初めて行われた明治 23 年 7 月の衆議院議員総選挙における有権者は 45 万人で、当時の総人口の約 1.1%にすぎませんでした。



納税要件は、明治 33 年の改正で被選挙権については廃止、選挙権については緩和（直接国税 15 円以上→10 円以上）されました。また、大正 8 年には、直接国税 3 円以上を納める人と改正され、有権者も大幅に増加しました。



#### ■衆議院議員総選挙の最高投票率

明治 23 年 7 月 1 日に行われた第 1 回衆議院議員総選挙の投票率は、93.90%で衆議院議員選挙史上最高でした。

また、この時の投票は投票用紙に選挙人の住所氏名を記載して捺印する記名式投票で行われました。記名式投票は、明治 33 年の改正によって無記名の秘密投票となり今日に至っています。

### 投票は政治を動かす第一歩

浦郷小学校 6 年 樋口 岬

### 投票しよう暮らしやすい街つくるため

浦郷小学校 6 年 吉田 凜之介

### その一票明るい明日への道しるべ

浦郷小学校 6 年 松澤 涼太郎

## 男子のみの普通選挙の時代

### <大正 14 年～昭和 20 (1945) 年>

第 1 次大戦後、納税要件などの資格制限のない普通選挙を求める運動が展開され、大正 14 年に普通選挙法が成立しました。選挙権については納税要件が廃止され、満 25 歳以上の男子について、だれでも選挙権を有するという普通選挙制度が初めて確立されました。

## 男女平等普通選挙の時代

### <昭和 20 年～現在>

太平洋戦争後の占領下における民主化政策のもとで、昭和 20 年 12 月、衆議院議員選挙法が改正され、女子に対して男子と同じ条件で選挙権、被選挙権が認められ、ここにおいて、わが国の選挙制度史上初めて完全普通選挙制度が確立されました。また、年齢要件は選挙権については満 25 歳から満 20 歳に、被選挙権については満 30 歳から満 25 歳に引き下げられ、平成 27 年の公職選挙法の改正により、平成 28 年 6 月 19 日以降に行われる選挙から選挙権年齢が満 20 歳から満 18 歳に引き下げられました。

成年者による普通選挙の保障は、日本国憲法第 15 条第 3 項において明記され、憲法上の原則とされています。

### ◇衆議院議員総選挙の有権者数◇

選挙	有権者数 (万人)	全人口比 (%)	選挙人資格
第 1 回 (明 23. 7. 1)	45	1. 1	25 歳以上、直接国税 15 円以上
第 7 回 (明 35. 8. 1)	98	2. 2	直接国税 10 円以上
第 14 回 (大 9. 5. 10)	307	5. 5	直接国税 3 円以上
第 16 回 (昭 3. 2. 20)	1, 241	20. 0	納税要件撤廃
第 22 回 (昭 21. 4. 10)	3, 688	48. 7	20 歳以上、婦人参政権
第 42 回 (平 12. 6. 25)	10, 043	79. 2	有権者が初めて 1 億人を超える
第 48 回 (平 29. 10. 22)	10, 609	84. 5	18 歳以上

未来が変わる日本を変えるその一票

浦郷小学校 6 年 三浦 譲

## 選挙の基本原則

選挙制度については、最も基本的な原則（普通選挙・平等選挙・秘密投票・直接選挙）が憲法に定められています。

### 普通選挙

普通選挙とは、財産の有無や納税額の多少などによって選挙権に差別を設けない制度をいいます。

憲法第 15 条第 3 項

「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」

### 平等選挙

平等選挙とは、各選挙人の選挙権の内容を平等にすることをいい、1人1票制ともいわれます。

憲法第 14 条第 1 項

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

憲法第 44 条

「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。」

### 秘密投票

選挙が公正に行われるためには、選挙人の自由な意志による選挙権の行使が保障されなければなりません。

憲法第 15 条第 4 項

「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。」

### 直接選挙

選挙が一般の選挙人によって直接行われる場合を直接選挙といいます。

憲法第 93 条第 2 項

「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」

思いこめ未来に届けるこの一票

浦郷小学校 6 年 平岡 真翔

## 選挙の種類

選挙管理機関	選挙名	任期
中央選挙管理会	衆議院議員総選挙（比例代表） 参議院議員通常選挙（比例代表）	4年 6年
都道府県選挙管理委員会	衆議院議員総選挙（小選挙区） 参議院議員通常選挙（選挙区） 都道府県議会議員選挙 都道府県知事選挙	4年 6年 4年 4年
市町村選挙管理委員会	市町村議会議員選挙 市町村長選挙	4年 4年

※衆議院議員総選挙が行われるときは、最高裁判所裁判官の国民審査が併せて行われます。

## “選ぶ権利”と“選ばれる権利”

### 選ぶ権利（選挙権）

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員・参議院議員	満18歳以上の日本国民
神奈川県知事 神奈川県議会議員	満18歳以上の日本国民 引き続き3か月以上神奈川県内の同一の市町村に住所のある人 （上記の人が神奈川県内の他の市町村に住所を移し、3か月経過してない場合も引き続き選挙権があります。）
横須賀市長 横須賀市議会議員	満18歳以上の日本国民 引き続き3か月以上本市に住所のある人

※18年目の誕生日前日の午前0時から、満18歳とされます。

### 選ばれる権利（被選挙権）

選挙の種類	被選挙権の要件
参議院議員・神奈川県知事	満30歳以上の日本国民
衆議院議員・横須賀市長	満25歳以上の日本国民
神奈川県議会議員 横須賀市議会議員	当該選挙の選挙権を持っている人で満25歳以上の日本国民

この社会あなたが変える一票で

浦郷小学校6年 磯見 和花

## 選挙権と被選挙権のない人

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人  
(刑の執行猶予中の人を除く)
- ③ 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、選挙権、被選挙権が停止されている人
- ④ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の人
- ⑤ 政治資金規正法違反の罪を犯し刑に処せられ、選挙権、被選挙権が停止されている人
- ⑥ 選挙犯罪により刑に処せられ、選挙権、被選挙権が停止されている人



### ■得票に1票未満の端数があるのはなぜ？■

選挙の開票結果の発表を見ると、まれに候補者別の得票数の中に小数点以下の数字がついていることがあります。投票用紙1枚が1票なのに、投票用紙の半分とか切れ端が入っていたのでしょうか。

いえ、そうではありません。これは、「按分（あんぶん）」という仕組みによって起こるのです。

「按分（あんぶん）」とは、候補者の中に同一の氏名、氏または名の候補者が2名以上いる場合で、投票用紙にその氏名、氏または名のみを記載した投票があったとき、これをそれぞれの候補者の得票数の割合に応じて分けることをいいます。このため得票数に小数点以下の端数がつくことがあるのです。

その選挙あなたが主役一票を

浦郷小学校6年 鈴木 明日香

投票日未来を変える大事な日

浦郷小学校6年 森 真緒美

十八才日本の未来変えてゆく

浦郷小学校6年 宮崎 幹太

# 衆議院議員の選挙

衆議院議員の選挙は、各選挙区において1人を選出する小選挙区選挙と、全国を11の選挙区（ブロック）に分けて行う比例代表選挙をそれぞれ別の選挙として実施する小選挙区比例代表並立制です。

## 1 定数

小選挙区選出議員 289人	比例代表選出議員 176人
------------------	------------------

## 2 小選挙区選挙

各都道府県ごとの選挙区の数については、小選挙区定数289のうち、47をまず各都道府県に1ずつ配当し、残りの242を人口に比例して配当する方法で、定められています。

神奈川県の小選挙区数は20で、その中で横須賀市は第11区（横須賀市と三浦市）に属しています。

## 3 比例代表選挙

各政党等が獲得した得票数に比例して候補者に議席を配分する制度です。

### (1) 選挙区

11の選挙区（ブロック）の定数は、比例代表定数176を各選挙区（ブロック）の人口に比例して配当した数となっています。

南関東ブロック（山梨県・神奈川県・千葉県）の定数は23となっています。

### (2) 重複立候補

小選挙区選挙で候補者の届出ができる政党は、小選挙区選挙の候補者を同時に行われる比例代表選挙（その小選挙区を含む選挙区（ブロック）の比例代表選挙）の名簿登載者とすることができます。

これにより、小選挙区選挙で落選した候補者が比例代表選挙の結果によっては当選する場合があります。

変えてみよう君の手でいい日本へと

浦郷小学校6年 高橋 柚奈

令和6年に行われた選挙では、南関東ブロックの比例代表選挙当選者23人のうち19人が小選挙区選挙で落選し、比例代表選挙で当選人となっています。

(3) 候補者名簿

候補者名簿には、あらかじめ当選人となるべき順位を付けて届け出ます。

(4) 投票方法

投票用紙に政党名を書いて投票します。

(5) 当選人の決定方法

- ① ドント式(10 ページ)によって各政党の当選人の人数は決まります。
- ② 名簿には当選人となる順位をつけて届け出られているので、その順位に従って当選人が決まります。



■最多得票でも当選人とならない場合がある？

比例代表選挙以外の選挙における当選人の決定は、得票数の多い者から順番にその選挙の定数に達するまでの者を当選人としますが、この場合一定数以上の得票（法定得票数）があることが必要とされています。

これは、たとえ有効投票の最多数を得た候補者であっても、それが全体の有効投票からみてあまりにも少数であるときは、これを当選人とすることは妥当でないからです。

法定得票数

選挙の種類	法定得票数
衆議院小選挙区選出議員	有効投票総数×1/6以上の得票
参議院選挙区選出議員	有効投票総数／通常選挙の当該選挙区内議員定数×1/6以上の得票
地方公共団体の議会議員	有効投票総数／当該選挙区内議員定数×1/4以上の得票
地方公共団体の長	有効投票総数×1/4以上の得票

※有効投票……白票などいずれの候補者の得票にもならない票を除いたもの

選挙にはその一票が重要だ

浦郷小学校 6年 志村 拓斗

③ 重複立候補者については、全員又はその一部の名簿の順位を同一順位とすることができるため、同一順位者間の当選人となる順位は、つぎにより決められます。

ア 小選挙区で当選した候補者は、名簿には記載されていないものとみなされます。

イ ア以外の候補者の当選人となる順位は、それぞれの小選挙区における惜敗率の大きい順となります。

※ 惜敗率…小選挙区における落選した候補者の得票数の、その小選挙区における最多得票者の得票数に対する割合をいいます。

(例) 最多得票者の得票数が 10,000 票で、A 候補の得票数が 8,000 票とすると、A 候補の惜敗率は 80%となります。

## 参議院議員の選挙

参議院議員の選挙には、各都道府県の区域を単位として行われる選挙（選挙区選挙）と、全国を 1 つの選挙区として行われる選挙（比例代表選挙）とがあります。

### 1 定数

選挙区選出議員 148 人	比例代表選出議員 100 人
------------------	-------------------

※ 参議院議員は 3 年ごとに半数改選されるため、1 回の選挙で選出される定数は、選挙区選挙で 74 人、比例代表選挙で 50 人、計 124 人となります。

### 2 選挙区選挙

各選挙区の区域は、都道府県の区域とほぼ一致しています。（鳥取県と島根県、徳島県と高知県はそれぞれ 2 県の区域が 1 つの選挙区となります。）

半数改選制度との関係で、選挙区別定数がすべて偶数となっており、各選挙区ごとの議員定数は、選挙区の人口に応じて、2 人区（32（34）県）、4 人区（4 府県）、6 人区（4 道県）、8 人区（4 府県）、12 人区（1 都）となっています。

※ 神奈川県は 8 人区となっています。

その一票未来を変える大きな力

浦郷小学校 6 年 伊藤 颯

### 3 比例代表選挙

各政党等が獲得した得票数に比例して候補者に議席を配分する制度です。

#### (1) 選挙区

衆議院議員の比例代表選挙が全国を11の選挙区（ブロック）に分けて行うのに対し、参議院議員の比例代表選挙は全国で1つの選挙区となっています。

#### (2) 候補者名簿

候補者名簿には、候補者となる者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができます。

#### (3) 投票方法

投票用紙に、候補者名簿に記載された候補者の氏名又は政党等の名称を書いて投票します。

#### (4) 当選人の決定方法

- ① 候補者名の得票数と政党名の得票数を合算して各政党の得票数が決まります。
- ② ドント式(10 ページ)によって各政党の当選人の人数が決まります。
- ③ 上記(2)により優先的に当選人となるべき候補者として届出がある場合、当該候補者の当選人となるべき順位は、その他の参議院名簿登載者の当選人となるべき順位より上位となり、その他の参議院名簿登載者の当選人となるべき順位は、候補者の得票数の多い順となります。



#### ■ 供託金？

すべての選挙において、候補者は、法で定められた一定の金額又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。これは、真に当選を争う意思のない候補者の乱立を防止する目的で制度化されたものです。

供託金は、得票数が法で規定する数(供託物没収点)に達しないときは没収されます。

#### 供託の額及び没収点

選挙の種類	供託の額	供託物没収点
衆議院小選挙区選出議員	300万円	有効投票総数×1/10
都道府県知事	300万円	有効投票総数×1/10
指定都市以外の市長	100万円	有効投票総数×1/10
指定都市以外の議会議員	30万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{当該選挙区の議員定数}} \times 1/10$

上の表に示したものの以外の選挙についても、「供託の額」及び「供託物没収点」は法で定められています。



## ■ ドント式ってなに？

ドント式とは、ベルギーのビクトル・ドントが考案したわが国の比例代表選挙において採用されている比例計算方式です。

### 《ドント式の計算例》

定数が6人で、投票の結果、各政党の得票数がA党4,200票、B党3,200票、C党2,000票の場合の当選者は次のように決められます。

名簿届出政党名		A党	B党	C党
名簿登載者数		4人	3人	2人
得票総数		4,200票	3,200票	2,000票
計算結果した	1で割る	① 4,200	② 3,200	④ 2,000
	2で割る	③ 2,100	⑤ 1,600	1,000
	3で割る	⑥ 1,400	1,066.7	—
	4で割る	1,050	—	—
当選人数		3人	2人	1人

1. 各政党の得票総数を1、2、3…の整数で名簿登載者数まで順番に割っていきます。(参議院の比例代表選挙(9ページ)は、候補者名か政党等の名称を書いて投票しますので、その合計が政党の得票総数となります。)

#### 【A党の場合(名簿登載者4人)】

A党の得票総数4,200を

- 1で割ると → 4,200
- 2で割ると → 2,100
- 3で割ると → 1,400
- 4で割ると → 1,050

2. 計算した結果、その数値の大きい順(上表の①から⑥)に議席が配分され、各政党の当選人数が決まります。(計算の結果、A党3人、B党2人、C党1人となります。)

3. 当選人の決定方法

#### 【衆議院選挙の場合】

各政党が定めた当選人となるべき順位により当選人が決まります。

#### 【参議院選挙の場合】

優先的に当選人となるべき候補者として届出がある場合、当該候補者の当選人となるべき順位は、その他の参議院名簿登載者の当選人となるべき順位より上位となり、その他の参議院名簿登載者の当選人となるべき順位は、候補者の得票数の多い順となります。

一票の差が未来を変える差へ

浦郷小学校6年 楊心怡

## 都道府県議会議員選挙の選挙区と定数

都道府県議会議員の選挙区は、①一の市の区域、②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、③隣接する町村の区域と合わせた区域のいずれかによることを基本として、各都道府県の条例で定めています。

神奈川県議会議員の定数は、地方自治法の規定に基づき条例により 105 人とされ、そのうち横須賀市の選挙区の定数は 4 人となっています。

## 横須賀市議会議員選挙の定数

横須賀市議会議員の定数は、地方自治法の規定に基づき条例により 39 人と定められています。

## 各種選挙の任期満了日

選挙の種類	任期満了日	定数	前回の選挙期日
衆議院議員	令和 10 年 10 月 26 日	1	令和 6 年 10 月 27 日
参議院議員	令和 7 年 7 月 28 日	4	令和 元年 7 月 21 日
	令和 10 年 7 月 25 日	4	令和 4 年 7 月 10 日
神奈川県知事	令和 9 年 4 月 22 日	1	令和 5 年 4 月 9 日
神奈川県議会議員	令和 9 年 4 月 29 日	4	令和 5 年 4 月 9 日
横須賀市長	令和 7 年 7 月 9 日	1	令和 3 年 6 月 27 日
横須賀市議会議員	令和 9 年 5 月 1 日	39	令和 5 年 4 月 23 日

※令和 6 年 12 月 1 日現在

国民のその一票がかぎとなる

浦郷小学校 6 年 松崎 優

大事な選挙「行けたら行く」では変わらない

浦郷小学校 6 年 鈴木 心春

## 選挙人名簿とは

あなたは選挙人名簿に登録されていますか。選挙人名簿は選挙権のある人をあらかじめ登録しておき、選挙のときは投票所で、住所、氏名、生年月日などを照合し、本人であるかどうかを確かめるために使います。

選挙人名簿はこのように重要な役目を持っているので、選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないければ、いざ選挙というときにあなたは投票できません。

それでは、選挙人名簿にはどのようにして登録されるのでしょうか。

### 選挙人名簿への登録

選挙人名簿への登録には、特別の手続きは必要ありません。

住民基本台帳（住民票）に登録されている人のうち、選挙人名簿登録資格のできた人を各市区町村の選挙管理委員会が調べて登録します。

選挙人名簿への登録は、毎年3月、6月、9月及び12月の原則1日（定時登録）と選挙の前（選挙時登録）に行われます。

選挙人名簿に一度登録されると、死亡、国籍喪失や他の市町村へ転出して4か月を経過するなどの事由がない限り、抹消されることはありません。

### 登録の要件

- ① 年齢満18歳以上の日本国民であること。
- ② 市町村の区域内に住所を有すること。
- ③ 住民票が作成された日（転入については転入届出をした日）から引き続き3か月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されている人であること。
- ④ ③で登録された者の他に旧住所地において3か月以上住民票を有しており、転出後4か月を経過していない者。

投票しようその一票に想いをのせて

浦郷小学校6年 樋口 榮

投票所子供のころから行ってみよう

浦郷小学校6年 諸富 杏奈



## ■在外選挙制度

「在外選挙制度」とは、海外に住んでいる満 18 歳以上の日本人が外国にいながら国政選挙に投票できる制度をいい、この制度による投票を「在外投票」といいます。在外投票ができるのは、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っている人です。

### 1 在外選挙人名簿への登録

次の方法により、在外選挙人名簿への登録申請ができます。

#### (1) 出国前に市区町村の窓口で申請する方法（出国時申請）

日本国内の選挙人名簿に登録されている人は、国外転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日当日までの間に、日本国内の最終住所地の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転申請をすることができます。

#### (2) 出国後に在外公館で手続きを行う方法（在外公館申請）

出国後に直接在外公館（大使館や領事館）の窓口を通じて日本における最終住所地あるいは本籍地の市区町村の選挙管理委員会に申請することができます。

在外選挙人名簿への登録資格がある（引き続き 3 か月以上住所地を管轄する領事官等の管轄区域内に住所を有する等）と認められて初めて在外選挙人名簿に登録されます。

ただし、在外公館申請は 3 か月を経過していなくても、在留届の提出と同時に行うことができます。

### 2 対象となる選挙

衆議院議員と参議院議員の選挙のみが対象でしたが、令和 4 年の法改正により、衆議院議員総選挙と同時にされる最高裁判所裁判官の国民審査も新たに対象となりました。

平成 12 年 6 月 25 日に行われた第 42 回衆議院議員総選挙において初めて実施され、このときの在外選挙人の選挙当日有権者数は 58,530 人で、そのうち 17,013 人が投票し、在外選挙の投票率は 29.07% でした。直近では、令和 6 年 10 月 27 日に行われた第 50 回衆議院議員総選挙（小選挙区）では、選挙当日有権者数が 95,472 人、投票者数は 17,288 人で投票率は 18.11% でした。

### 3 在外選挙人証の受領

在外選挙人名簿に登録されると「在外選挙人証」が交付されます。在外選挙人証は投票する都度提示していただくものです。大切に保管してください。

[総務省ホームページ「在外選挙について」\(外部サイト\)](#)

みな意見集めるための選挙権

浦郷小学校 6 年 鈴木 達矢

さあ行こう未来へつながる一票だ

浦郷小学校 6 年 長田 彩花

## 投票

選挙権のある人は、投票日に本人が定められた投票所に行って、投票時間中（原則午前7時から午後8時まで）に選挙人名簿との対照（本人であることの確認）を済ませてから投票することになっています。

投票用紙には、選挙の種類により、候補者の氏名又は政党等の名称を書きます。なお、このほかに記号式投票の制度もあります。

2つ以上の選挙が同時に行われるときは、投票用紙の色等が区別されていますので、注意して投票しましょう。

### 例外的な投票方法

#### ① 代理投票

身体の不自由な人で、候補者の氏名等を自書できないときは、投票管理者に申し出れば、補助者が投票用紙にその人の指示する候補者名等を本人に代わって記載します。

#### ② 点字投票

目の不自由な人は、投票管理者に申し出れば点字器を使用して投票ができます。



一票で未来を変えよう明るい選挙

浦郷小学校6年 小牟禮 真帆

行かないと、きっと未来は変わらない

浦郷小学校6年 長谷川 広人

## 期日前投票・不在者投票

投票日当日に次のような一定の事由に該当すると見込まれるときは、期日前投票・不在者投票ができます。

- 仕事等に従事している場合
- レジャーや用務のため、投票区の区域外に旅行中か滞在中である場合
- 病気などで入院中か身体が不自由なため、歩行が困難な場合
- 天災または悪天候により投票所に到達することが困難な場合

### ◆投票方法

投票場所	投票方法
名簿登録地の選挙管理委員会	【期日前投票】 投票箱に直接投函して投票します
上記以外の場所	【不在者投票】 二重封筒に入れて投票します

### ◆投票できる期間と時間

選挙管理委員会の期日前投票所では、公示（告示）日の翌日から投票日の前日までの間で午前8時30分から午後8時まで投票できます。

行政センター及びその他の場所での投票期間と時間については、選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ◆期日前投票できる場所

選挙管理委員会（ヴェルクよこすか2階）、市内9か所の行政センターほか

### ◆郵便による不在者投票

下の表に該当し、自書できる人は、郵便による不在者投票の制度があります。

身体障害者手帳 を持っている人	両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級の人
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級の人
	免疫・肝臓の障害が1級～3級の人
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害が特別項症から第2項症の人
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害が特別項症から第3項症の人
介護保険の被保険者証 を持っている人	要介護5の人

自書できない場合でも、上の表に該当し、さらに上肢か視覚の障害が1級の人には、代理記載の制度があります。

[不在者投票の詳細について](#)

その気持ち選んでつくる明るい日

浦郷小学校6年 七條 咲愛

# 選挙運動

## 1 選挙運動と政治活動

「政治活動」とは、政治上の目的をもって行われるいっさいの活動のことをいいます。広い意味では「選挙運動」も「政治活動」の一部となりますが、公職選挙法では、「選挙運動」と「政治活動」は理論的に明確に区別されており、それらを定義付けすると次のように解釈できます。

- 選挙運動…特定の選挙で、特定の候補者の当選をはかること又は当選させないことを目的に投票行為を勧めること。
- 政治活動…政治上の目的をもって行われるいっさいの活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

## 2 選挙運動の期間

選挙運動は立候補の届出のあった日から投票日の前日までに限られ、この期間外に選挙運動をすることは事前運動として禁止されています。

## 3 選挙運動のできない人

選挙運動は、本来、だれでも自由に行うことができるものですが、選挙の公正な執行を確保するため、次の表に掲げる人は、選挙運動を行うことが禁止されています。

区 分	職 名 等
選挙事務関係者	投票管理者・開票管理者・選挙長及び選挙分会長
特定の公務員	中央選挙管理会の委員及びその庶務に従事する総務省職員・選挙管理委員会の委員及び職員・裁判官・検察官・会計検査官・公安委員会委員・警察官・収税官吏及び徴税吏員
年齢満 18 歳未満	全員（職の制限なし）
公民権停止中の者	選挙犯罪等を犯したため選挙権及び被選挙権を有しない人

選挙ではその一票が大切だ

浦郷小学校 6 年 水澤 大輝

大事な一票自分の想いで届けよう

浦郷小学校 6 年 中本 莉愛

次の人は、その地位を利用して選挙運動を行うことはできません。

- ①国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員及び沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員
  - ②学校教育法に規定する学校及び就職前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員
  - ③不在者投票のできる施設に指定された病院、老人ホーム等の施設の長等
- なお、国又は地方公共団体の一般職の公務員と教育公務員は、国家公務員法等によって、一定の政治的行為（選挙運動を含む。）を行うことが禁止されています。

## 4 目から入る選挙運動

ポスター、立札、看板、ビラ、葉書等がありますが、それぞれ使用枚数や大きさに制限があります。

また、当該選挙管理委員会より検印及び証紙の交付などを受け、使用を認められた旨の表示をする必要があります。

## 5 耳から入る選挙運動

### 街頭演説

街頭演説ができるのは、午前8時から午後8時までです。従事できる選挙運動員の数は15人以内とされ、選挙管理委員会から交付された一定の腕章を着用するとともに、街頭演説用の標旗を掲げなければなりません。

### 連呼行為

短時間に一定の文句を繰り返し喋ることを連呼行為といいます。連呼は、選挙運動用自動車（船舶）の車（船）上か、街頭演説の場所及び演説会の会場でのみ許されません。

## 6 だれにでもできる選挙運動

- 電話による投票の依頼
- バス・電車の中で出会った知人や友人への投票の依頼
- 個人演説会での応援演説

選挙へゴー自分でつくる明るい日本

浦郷小学校6年 和泉 陽樹

## 7 禁止されている代表的な選挙運動

### 戸別訪問の禁止

何人も選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり、投票を得させないよう依頼することは、戸別訪問として禁止されています。

### 飲食物の提供の禁止

候補者、運動員はもとより第三者を含むすべての人について、選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物を提供することはできません。いわゆる陣中見舞いとして飲食物を届けることも違反になります。

## 8 インターネットを利用した選挙運動

平成 25 年 4 月に公職選挙法が改正され、従来禁止されていたインターネットを利用した選挙運動が解禁されました。

主な内容としては、ウェブサイト等を利用した選挙運動の解禁(フェイスブック、X(旧ツイッター)等の SNS も含む)、候補者及び政党等における電子メールの利用の解禁、政党等の政治活動用有料インターネット広告の解禁、インターネットを利用した選挙期日後のあいさつ行為の解禁、屋内の演説会場における映写の解禁等입니다。

インターネットを利用した選挙運動は、候補者及び政党と有権者では内容や範囲が異なりますので、詳しくは総務省のホームページ等でご確認ください。

なお、年齢が満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることはできません。

また、インターネットを使って投票する事はできませんのでご注意ください。



### ■衆議院の解散による選挙は何回？

日本国憲法の下これまで(第 24 回から第 50 回総選挙まで)に 27 回総選挙が行われましたが、そのうち解散による選挙は 26 回行われ、任期満了による選挙は昭和 51 年に行われた第 34 回総選挙の 1 回だけです。

ぼくたちの未来が決まるこの一票

浦郷小学校 6 年 木村 耀太

## 本市における投票率の推移

(単位…%)

	衆議院	参議院	市長	市議	知事	県議
昭和22年	67.85	61.87	71.02	74.67	71.02	74.67
23年						
24年	65.78		53.77			
25年		67.08				
26年				85.71	74.10	74.10
27年	70.58					
28年	67.49	50.27	54.18			
29年						
30年	70.23			76.92	71.60	71.61
31年		48.75				
32年			56.75			
33年	70.80					
34年		52.52		81.26	76.82	76.82
35年	66.79					
36年			55.92	補55.92		
37年		64.63				
38年	66.88			77.58	76.76	76.76
39年						
40年		58.13	69.39	補69.38		
41年						
42年	74.22	補22.60		70.33	69.71	69.71
43年		66.04				
44年	65.08		41.94	補41.94		
45年						
46年		53.17		71.32	72.91	72.91
47年	72.13					
48年			68.71	補68.67		
49年		71.97				
50年				73.11	72.84	72.84
51年	74.24					
52年		58.76	58.76	補58.74		
53年						
54年	57.66			72.50	59.14	59.12
55年	*73.42	*73.39				
56年			56.65			
57年						
58年	64.51	54.48		69.24	61.92	61.93
59年						
60年			34.69	補34.69		
61年	*64.59	*64.57				
62年		補19.40		62.08	61.12	61.10
63年						

\*は衆参同日選挙、補は補欠選挙を示す

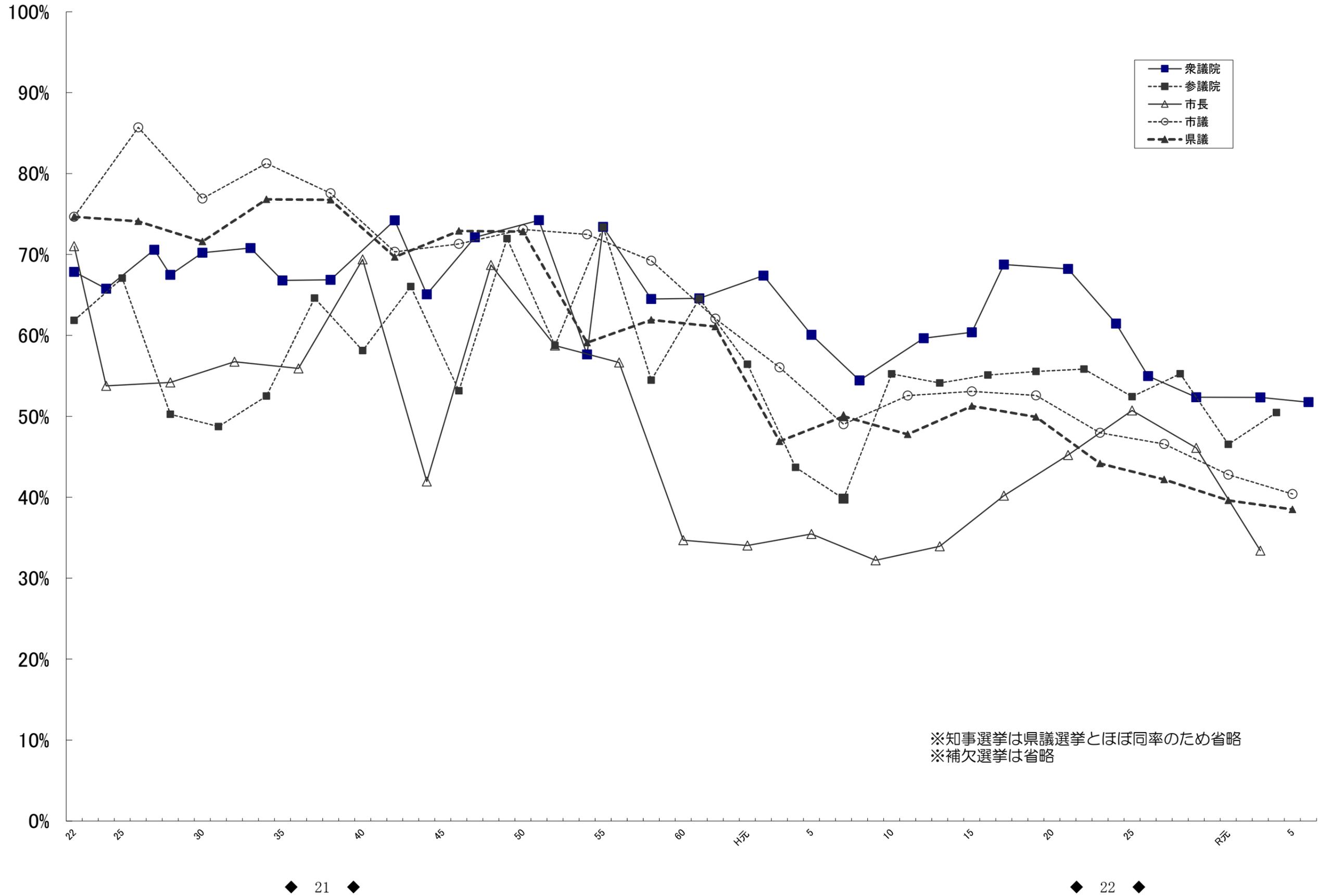
## 本市における投票率の推移

(単位…%)

	衆議院	参議院	市長	市議	知事	県議
平成元年		56.45	34.03			
2年	67.40					
3年				56.05	46.97	46.92
4年		43.70				
5年	60.07		35.47	補35.45		
6年						
7年		39.83		49.03	50.02	50.01
8年	54.44					
9年			32.22			
10年		55.24				
11年				52.58	47.77	47.78
12年	59.65					
13年		54.13	33.95			
14年						
15年	60.38			53.10	51.27	51.28
16年		55.11				
17年	68.76	補33.51	40.19			
18年						
19年		55.55		52.59	49.98	49.94
20年						
21年	68.21	補28.58	45.22			
22年		55.85				
23年				47.98	44.23	44.18
24年	61.47					
25年		52.43	50.72			
26年	54.97					
27年				46.59	42.22	42.20
28年		55.26				
29年	52.36		46.10	補46.05		
30年						
31年・令和元年		46.54		42.79	39.68	39.63
2年						
3年	52.34		33.41			
4年		50.47				
5年				40.41	38.63	38.51
6年	51.76					

\* は衆参同日選挙、補は補欠選挙を示す

# グラフで見る投票率の推移



## 選挙管理委員会

戦後、都道府県知事も市町村長も、住民による直接選挙で選ばれるようになり、旧制度のまま首長が選挙の管理執行の権限を持つことには選挙の公正確保のうえで適当でなく、ここに首長から独立した執行機関として選挙管理委員会が設けられ、選挙の管理執行にあたることとされました。

### 1 委員の数

選挙管理委員会は都道府県と市町村にそれぞれ置かれていて、いずれも4人の委員によって構成されています。

### 2 委員の任期と選任方法

委員は議会で選挙によって選ばれ、任期は4年とされています。

### 3 委員となる人の資格

選挙権を有し、人格が高潔で政治や選挙について公正な識見を有することのほか、選挙犯罪で刑に処せられたことのない人とされています。

### 4 主な仕事

- 各種選挙の管理執行
- 選挙人名簿の調製
- 国民投票の管理執行
- 住民投票の管理執行
- 直接請求に関する署名の効力の審査
- 住民の政治意識の向上を図るための啓発活動の実施

[神奈川県選挙管理委員会ホームページ\(外部サイト\)](#)

## 明るい選挙推進協議会

戦後の明るい選挙推進運動(選挙を明るく正しいものにしようとする運動)は昭和 27 年に公明選挙運動として始められました。その中心となったのが昭和 27 年6月4日に結成された公明選挙連盟でした。昭和 30 年代に入ってから各地でも公明選挙運動推進協議会(現在の明るい選挙推進協議会の前身)が設立されてきました。

なお、この「公明選挙」運動の呼称は、昭和 40 年に「明るく正しい選挙」に、昭和 49 年には現在の「明るい選挙」に改称されています。これに伴い、公明選挙運動推進協議会の名称も変わり、現在では明るい選挙推進協議会となり、都道府県や市区町村において組織されています。

横須賀市明るい選挙推進協議会は、現在 16 名の委員と1名の協力員によって構成されています。

[\(公財\)明るい選挙推進協会ホームページ\(外部サイト\)](#)

十八才未来を変える一票だ

逸見小学校 6年 峯雪 佳乃

## 明るい選挙の推進

明るい選挙の真意は、選挙にあたって主権者である国民一人ひとりが、自分の真実の意思を表明することで、私たちの代表者として直接政治を担当する適格者を選び出すことにあります。

買収や情実、義理や人情にとらわれることなく一票を託すことです。

このためには、日ごろから選挙や政治について勉強しておく必要があります。

横須賀市選挙管理委員会では、明るい選挙推進協議会と協力し、話し合い学習・講演会・出前授業・明るい選挙標語の募集・生徒会選挙への投票器材の貸出・啓発冊子の発行などの啓発活動を通じて、政治や選挙との結びつきを考え、政治意識の向上を図る運動を進めています。

このほか、選挙時には街頭啓発を行い、投票参加と棄権防止を呼びかけています。

みなさんも、日ごろから豊かな政治的見識と高い選挙道徳を身につけ、一国民として、また、一市民として明るい選挙の推進のために、権利を行使されることをお願いします。

横須賀市選挙管理委員会事務局 常時啓発編

選挙なるほど教室～ゆるキャラで模擬投票～の実施について

生徒会選挙への投票箱などの貸出制度



無駄にしない選ぶ権利使おうよ

逸見小学校 6年 高木 まのん

選挙権自分の未来切り開こう

逸見小学校 6年 鈴木 そら

これからの政治の行方カギはあなたに

逸見小学校 6年 市川 真咲

## 明るい選挙の「三ない運動」

公職選挙法では、お金のかからないきれいな選挙を実現するため、政治家や候補者が選挙区内で寄附行為をすることを原則として禁止しています。選挙に関係あるなしにかかわらず、次のようなことは違反になります。



贈らない・求めない・受け取らない

- お中元やお歳暮を贈ること
- お祭りに寄附したり、差し入れたりすること
- 開店祝いや葬式などに花輪を贈ること
- 出産、入学、卒業、就職などのお祝いにお金や品物を贈ること
- 町内会などの集まりに寄附したり、差し入れたりすること
- 地域の行事やスポーツ大会に寄附したり、差し入れたりすること

なお、有権者が政治家や候補者などに、このような寄附を勧誘したり、要求することも違反になります。



### ■当選人がくじで決まる？

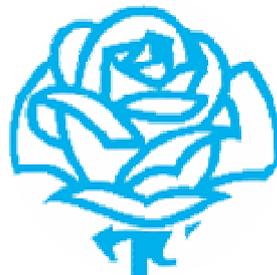
選挙は、公職選挙法等の法令に基づいて、厳正、公正に行われるものですが、こうした手続きの中で、それも、当選人の決定という最も重要な事項が、くじによって行われる場合があります。

通常の場合、言うまでもなく、得票数の多い者から順番に定数に達するまでの者が当選人となりますが、たまたま、最下位で当選人となるべき得票数が同数の者が2名以上いることがあります（定数が1のときは最高得票を得た者の得票数が同数の場合）。

こうした場合の当選人の決定は、かつては年長者とすることとされていましたが、昭和22年以降は、選挙会において、選挙長がくじで決めることとされています。

## 「白ばら」は明るい選挙のシンボルマーク

「白ばら」がいつごろから使用されたか明らかではありませんが、記録によりますと明治時代に原敬や犬養毅などの国会議員が胸に「白ばら」をつけて登院したといわれています。また、普通選挙推進運動者が胸に「白ばら」をつけて民主主義確立のため奮闘したそうです。その後の選挙粛正運動においては使用された記録はありませんが、戦後に至って、昭和30年11月15日の普通選挙30周年、婦人参政権10周年記念祝典のシンボルに使用されました。以来、各地で候補者に「白ばら」を贈呈したり、その他明るい選挙の象徴としてこの花が用いられることが多くなり、「白ばら」の持つ清楚な感じが明るい選挙の目標の一つである“清潔さ”を象徴するものとして、現在では、広く一般に使われています。



令和7年1月発行

発行 横須賀市選挙管理委員会  
横須賀市明るい選挙推進協議会

事務局 横須賀市日の出町1丁目5番地ヴェルクよこすか2F  
郵便番号 238-0006  
電話番号 046-822-8499  
F A X 046-825-1145  
e-mail ead-eacs@city.yokosuka.kanagawa.jp  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/shisei/senkyo/index.html>



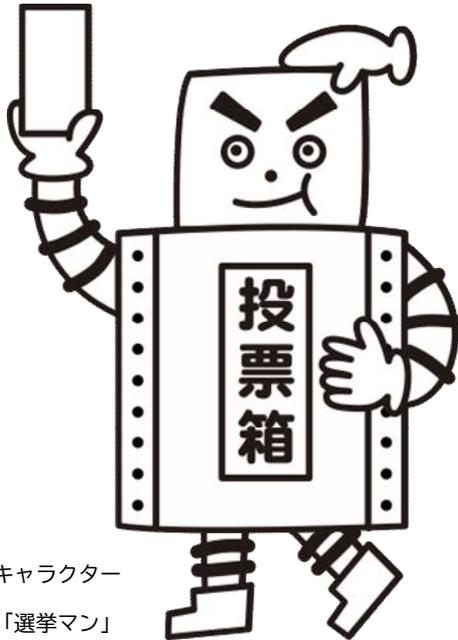
## 横須賀市民憲章

私たちの横須賀は、海と緑に恵まれた自然と世界に開かれた交流の歴史のもとで、魅力ある都市をめざし、常に新しいまちづくりに挑戦する気概を身につけてきました。

21世紀を迎え、私たちは中核市としての新たな出発を機に新しい時代の先駆けとしての意欲を持ち、市民、企業、行政が共に手を携え、郷土の歴史と文化を尊重し、さらに魅力あるまちづくりをすすめるためにこの憲章を定めます。

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

(平成 13 年 12 月 18 日議決)



横須賀市選挙管理委員会オリジナルキャラクター

「選挙マン」